

## 分野別目標4

# 誰もが安心して住み続けられる 持続可能なまち

### 4-1 コンパクトシティの実現

- 4-1-1 集約型のまちづくり
- 4-1-2 公共交通体系の充実

### 4-2 都市機能や市民生活を支える道路網の整備

- 4-2-1 基幹道路網の整備
- 4-2-2 生活道路の整備

### 4-3 豊かな暮らしを支える住環境の整備

- 4-3-1 居住環境の整備
- 4-3-2 河川・水路の整備
- 4-3-3 上水道施設の整備
- 4-3-4 生活排水対策の推進

### 4-4 防災体制の充実

- 4-4-1 災害に強いまちづくりの推進
- 4-4-2 災害に強い人づくりの推進
- 4-4-3 災害等に強い体制づくりの推進

### 4-5 消防力の充実

- 4-5-1 予防体制の充実
- 4-5-2 災害対応力の充実
- 4-5-3 救急・救助体制の充実

### 4-6 安全で安心な市民生活の確保

- 4-6-1 交通安全対策の推進
- 4-6-2 防犯対策の推進
- 4-6-3 消費生活の向上

### 4-7 健康で元気に暮らせる環境づくり

- 4-7-1 健康づくりの推進
- 4-7-2 地域医療・健康危機管理体制の充実
- 4-7-3 生活衛生対策の推進
- 4-7-4 保健医療対策の推進

### 4-8 人権尊重・男女共同参画の推進

- 4-8-1 人権が尊重される社会づくり
- 4-8-2 男女共生社会の実現

### 4-9 将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成

- 4-9-1 地域福祉の推進
- 4-9-2 高齢者の生活の充実
- 4-9-3 障害のある人の自立と社会参加の推進
- 4-9-4 社会保障制度の充実

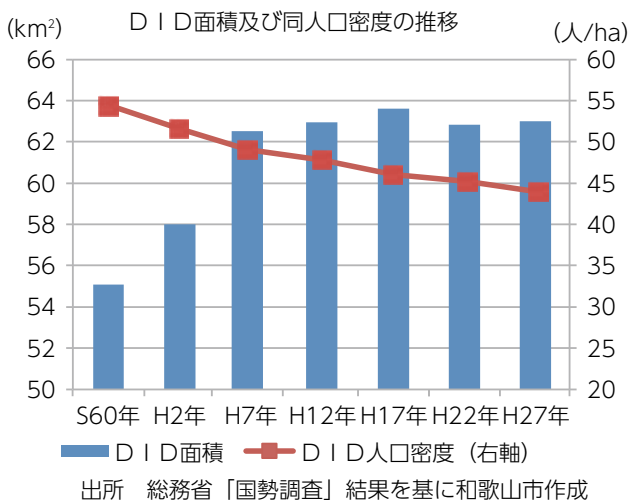
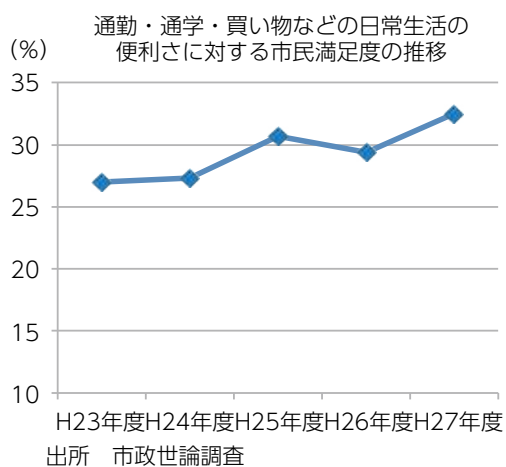
### 4-10 地域コミュニティの充実

- 4-10-1 地域コミュニティの充実

### 4-1 コンパクトシティ<sup>\*91</sup>の実現

人口集中地区（DID<sup>\*202</sup>）の面積が拡大し、その中の人口密度は低下する中で、特に中心市街地<sup>\*198</sup>における人口の減少は著しく、このまま人口減少が進むと、空洞化が進行し、まちの賑わいがますます失われることが懸念されます。また、本市には医療・商業・福祉など市民生活を支える都市機能<sup>\*116</sup>が集積していますが、人口密度の低下にあわせ、提供される生活サービス水準の維持が困難になるおそれがあります。中心市街地における高次の都市機能<sup>\*70</sup>の再整備や地域の拠点における日常生活を支える機能の維持・誘導を図っていく必要があります。

それぞれの拠点における機能を補完しあうための公共交通ネットワーク<sup>\*73</sup>については、人口減少や車社会の浸透により、利用者は減少傾向にあるものの、近年は減少に歯止めがかかる動きが見られます。これまで公共交通の利用促進に向けた啓発活動や事業者への支援等を行ってきたところですが、一部地域で実施されている地域住民が運営主体となった地域バス<sup>\*190</sup>の運行など、新しいスタイルの公共交通のあり方について検討を進める必要があります。



### 4-2 都市機能や市民生活を支える道路網の整備

道路は、人や物の移動に使われるだけでなく、電気・ガス・水道・下水道・電話などのライフラインの収容、災害時の避難路など多岐にわたる機能を持っており、私たちの生活に不可欠なものです。都市計画道路<sup>\*215</sup>については、中平井線が全線開通するとともに、松島本渡線、南港山東線、西脇山口線等についても整備を進め、順次供用開始を行っているところですが、都市計画道路全体の整備率は66.5%にとどまっており、優先的に整備すべき区間を定め、計画的に進めていく必要があります。

また、大阪や奈良方面へのアクセス道路である第二阪和国道<sup>\*179</sup>（和歌山岬道路）及び京奈和自動車道<sup>\*58</sup>（紀北西道路）の供用開始により、県外から本市への交通アクセスは飛躍的に改善されますが、県外へのアクセス向上は企業の経済活動や人々の移動を支える重要な基盤であることから、更なる充実に努めていく必要があります。

日常生活に直結した生活道路<sup>\*166</sup>については、本市の生活道路の改良率<sup>\*27</sup>は59.6%であり、今後とも子供や高齢者、障害のある人も安全かつ快適に利用できる道路環境整備に努めていく必要があります。



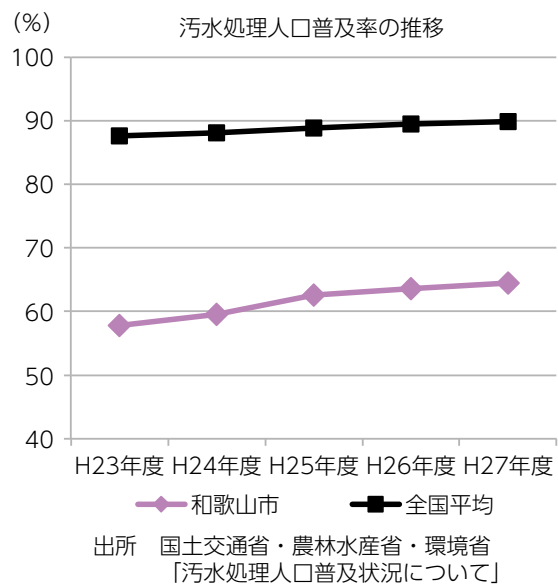
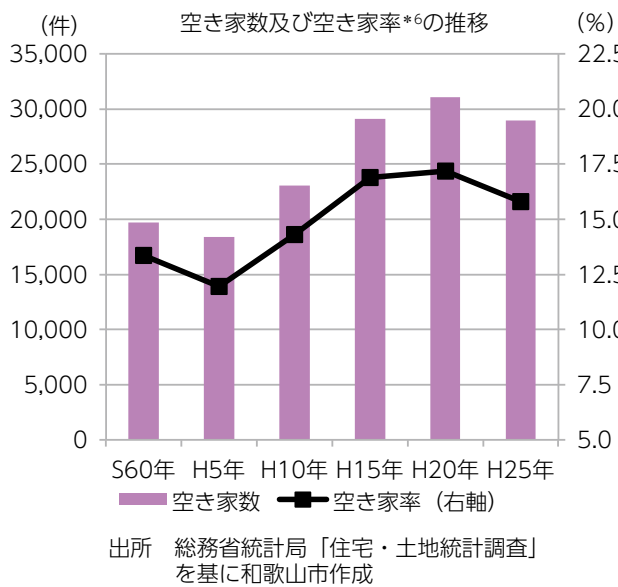
### 4-3 豊かな暮らしを支える住環境の整備

居住環境については、現代の居住実態やライフスタイルに応じた良質な居住空間の創出に向け、市街地再開発<sup>\*103</sup> やリノベーションなどの民間投資を促進し、人々のニーズに応じた住宅等を提供することが重要です。また、人口減少に伴い、増加傾向にある空き家の利活用や危険な空き家等の除却等の対策を進めるとともに、市営住宅については、老朽化対策など適切な維持管理を行っていく必要があります。

河川整備については、改修率は70.3%であり、近年多発する集中豪雨による浸水被害を軽減するため、引き続き緊急性の高い箇所から計画的に必要な改修を進めるとともに、市民の身近なレクリエーションや憩いの場として活用できる水辺空間を創出していく必要があります。

上水道については、水道施設の老朽化が進んでいる上、耐震化率についても浄水場0.02%、配水池<sup>\*231</sup> 23.50%、水道管路38.02%にとどまっています。各水道施設の更新を計画的に進め、安全でおいしい水の安定供給確保を図るとともに、災害への備えについても進めていく必要があります。

生活排水対策については、汚水処理人口普及率<sup>\*24</sup> は年々増加しているものの、全国と比較するといまだ低位にとどまっています。公共下水道<sup>\*67</sup> の整備や適切な維持管理に努めるとともに、合併処理浄化槽<sup>\*31</sup> の設置を積極的に進めるなど、更なる生活排水処理の適正化に取り組む必要があります。



### 4-4 防災体制の充実

平成26年(2014年)10月に和歌山県が公表した南海トラフ巨大地震<sup>\*218</sup>の被害想定では、死者数18,100人、全壊棟数55,200棟といった被害が想定されています。また、市北部には中央構造線断層帯<sup>\*196</sup>が存在することから、中央構造線地震が起きた場合も甚大な被害が予想されます。いかなる大規模自然災害が発生した場合においても、迅速に情報伝達を行いながら、住民の生命・財産を守るとともに、都市機能が致命的な障害を受けずに維持される強靱な地域をめざさなければなりません。

防災体制の充実に向け、行政が道路・橋梁や河川等の整備など必要な対策を推進するのはもちろんですが、市民や事業所も一体となった様々な取組を通して、市民の防災意識の向上を図りつつ、自分の命は自分で守るという「自助」への取組や近隣で助け合う「共助」の取組を促進する必要があります。

## 4-5 消防力の充実

市民や事業所の防火意識の高まりや建築物の不燃化が進んだ結果、火災件数は徐々に減少し、その規模も小さくなっています。しかし、近年の火災による死者は、ほとんどが住宅火災によるものであることや、いまだに「うっかり火災」が発生していることから、引き続き防火意識の向上に取り組む必要があります。

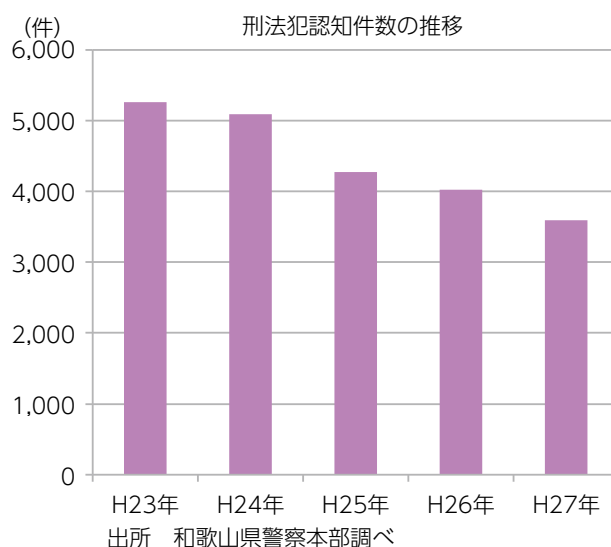
複雑・多様化する災害に対し、消防職員の対応力を養うための訓練を実施するなど本市の消防力の一層の強化を図るとともに、本市のみでは対応困難となるおそれもあることから、他市町村からの応援隊の受援体制や広域消防応援体制の充実も重要となっています。また、消防団についても、女性、若者の入団促進等による団員の確保や装備の充実等による強化を図り、地域防災力の維持向上に努めなければなりません。

救急・救助体制については、一人でも多くの命が救われ、社会復帰ができるよう救急隊員の更なる能力向上に取り組むことが求められています。また、生存率と社会復帰率<sup>\*119</sup>を高めるには、近くにいる人が救急隊員到着までの間に適切に応急手当を実施することが重要ですが、心原性心肺停止傷病者<sup>\*152</sup>を市民が目撃し応急手当を実施している割合は全国平均と比べて48.1%と低い一方、社会復帰率は15.3%と全国平均を上回っている状況にあります。今後、その両方の割合を高めるため、効果のある応急手当を実施できる市民の養成や電話等による口頭指導体制<sup>\*75</sup>の充実など、更なる体制強化を図る必要があります。

## 4-6 安全で安心な市民生活の確保

本市の交通事故の状況については、事故発生件数、死者数ともに減少傾向にあります。事故による死者の内訳を見ても、高齢者の占める割合が高くなっており、更なる事故防止を図るためには、交通弱者<sup>\*72</sup>である高齢者や子供への交通安全意識の普及啓発等の対策が必要です。

防犯対策については、平成12年(2000年)に「和歌山市地域安全推進条例」を制定し、市民、自主防犯団体や警察等と連携して、犯罪のない安全・安心なまちづくりに取り組んできたこともあり、平成13年(2001年)に11,313件あった刑法犯認知件数<sup>\*59</sup>は14年連続で減少し、平成27年(2015年)には3,588件となっています。市民の生命、財産を守り、安心して生活できる環境整備をさらに進めるため、引き続き犯罪抑制に向けた取組が求められています。また、近年では、高齢者を狙った悪質商法・振り込め詐欺や若者を狙ったワンクリック請求詐欺などの被害が発生しており、社会情勢や各世代のライフスタイルに合わせた対策を講じていく必要があります。



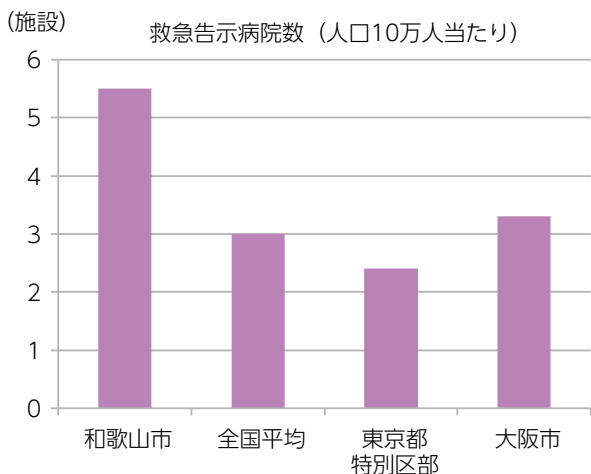
### 4-7 健康で元気に暮らせる環境づくり

高齢化が進む中、健康寿命<sup>\*63</sup>の延伸は市民共通の願いですが、「健康づくりに取り組んでいる市民の割合」は54%にとどまっています。生活習慣病<sup>\*165</sup>の発症予防、重症化予防のためにも、健康づくりに取り組む人を増やし、高齢になっても元気で様々な社会活動に参加できる環境づくりが必要です。

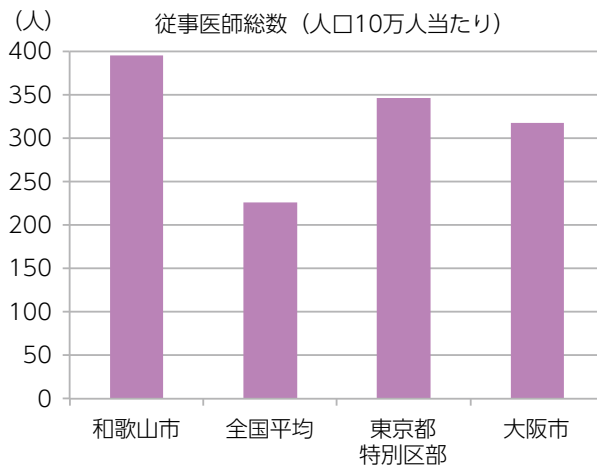
本市の救急告示病院<sup>\*43</sup>数や医師数は全国の中でも多く、医療環境は充実していますが、リスクの高い妊婦・新生児の増加にも対応できる周産期医療<sup>\*122</sup>の充実や地域で安心して必要な医療が受けられる体制整備、症状や緊急度に応じた医療を提供できる救急医療体制の確保など、市民ニーズに応じた医療を提供できる環境をさらに充実させていく必要があります。また、新たに発生する感染症や災害などの市民の生命、健康を脅かす事態に対する的確に対応できる健康危機管理<sup>\*62</sup>体制の充実にも努めていく必要があります。

食品衛生については、食品の安全性や表示への信頼性が損なわれる事案の発生により、消費者の食に対する不安や不信感が増大しており、事業者の自主的な衛生管理を促進するとともに、衛生監視体制を充実させる必要があります。

難病<sup>\*219</sup>患者に対する支援については、対象疾病が大幅に拡大され、制度が複雑化するとともに、対象となる人も増加しています。各種サービスの普及啓発を図るとともに、関係機関との情報交換を密に行い、支援体制の強化を図ることが必要です。また、引き続きこころの病<sup>\*83</sup>についての普及啓発に取り組むほか、精神障害のある人への相談充実や障害福祉サービス<sup>\*134</sup>の周知を図る必要があります。



出所 厚生労働省「平成26年医療施設調査」



出所 厚生労働省「平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査」

### 4-8 人権尊重・男女共同参画の推進

近年、インターネット等を用いた新たな人権侵害が発生しているとともに、性的マイノリティ<sup>\*170</sup>や外国人に対する理解や配慮の必要性が取り上げられるなど、人権問題は複雑化しています。こうした問題に市民一人ひとりが適切に対応できるよう、人権意識を育むための教育・啓発活動や相談体制の充実等を推進していかなければなりません。

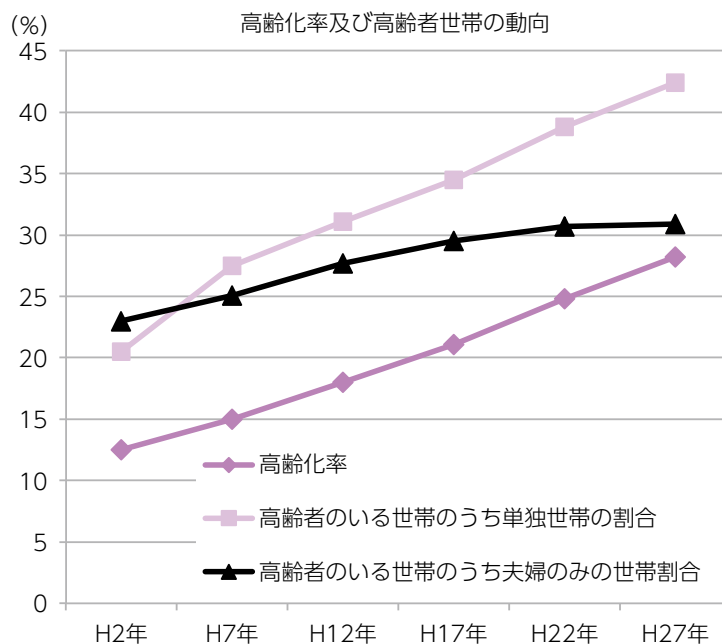
男女共生社会の実現については、男性の家庭生活への参画促進や女性の就労支援などを通じ、男女の人権が尊重され、あらゆる分野において、それぞれが個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会に向け、取り組んでいく必要があります。

#### 4-9 将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成

高齢者の一人暮らし世帯の増加などにより、地域において支援を必要とする人が増加する一方、住民相互の関係性の希薄化が問題となっています。社会福祉協議会<sup>\*118</sup>等の関係団体とのネットワークを強化し、地域福祉の担い手を養成するなど、地域で必要な助け合いがなされる環境づくりを推進する必要があります。本市の高齢化率（65歳以上）は28.9%と一貫して上昇しており、社会保障制度の安定運営が課題となっています。そのため、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度（2025年度）に向け、高齢者が住み慣れた地域において、健康で自立した生活を送れるよう、必要な環境を整備することが求められています。また、できる限り地域で生活ができるよう在宅福祉サービスの充実に努めることも重要です。

一方、障害の有無に関わらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、共生できる社会をつくることを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律<sup>\*135</sup>」が平成28年（2016年）4月に施行されました。これにより、障害のある人への不当な差別の取扱いが禁止されるなど、誰もが支え合える社会づくりに向けた取組が進められています。しかし、就労等の社会参加の機会はいまだ十分とは言えず、障害のある人の一般就労率<sup>\*133</sup>の向上を図るほか、障害者グループホーム<sup>\*131</sup>の整備を進めるなど、障害のある人にもやさしいまちづくりを進める必要があります。

本市の生活保護受給世帯は7,615世帯となっており、毎年増加しています。生活保護の受給に至っていない人も含め、生活困窮状態から自立するための適切な支援を進めるとともに、不正受給者への適正な対応などを進める必要があります。また、高齢化が進む中でも、医療や介護を受けつつ、安心して生活していけるよう、医療保険、介護保険、国民年金制度をはじめとした社会保障制度の適正な運営に努める必要があります。



#### 4-10 地域コミュニティの充実

自治会をはじめとする地域コミュニティは、これまで住民同士の助け合いのほか、文化・伝統の継承、まちづくりの推進など、重要な役割を果たしてきました。しかし、近年、自治会への加入者数が減少するなど人と人とのつながりは希薄化しています。

住みよいまちづくりを進めていくためには、多くの担い手が必要であり、市民のコミュニティ活動<sup>\*87</sup>への参加を働きかけるとともに、自治会をはじめとした地域コミュニティやNPO・ボランティアなどの多様な主体と行政が力を合わせてまちづくりに取り組んでいく必要があります。

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-1 コンパクトシティの実現
- 施策 4-1-1 集約型のまちづくり



地籍調査

〈めざす10年後の姿〉

中心市街地\*<sup>198</sup>において都市機能が高まるとともに、その他の地域においても拠点に生活利便施設\*<sup>167</sup>が集約され、コンパクトで便利なまちが形成されている。

取組方針1 適正な土地利用の推進

市街化区域\*<sup>101</sup>において、中心市街地や主要な駅周辺などに生活サービス施設など都市機能の集積を図り、市街地における人口密度を維持します。市街化調整区域\*<sup>102</sup>においては、無秩序な開発を抑制しつつ、駅や小学校周辺などの生活拠点に居住と日常生活に必要な機能の緩やかな誘導を図ります。

取組方針2 良好な市街地の形成

公共施設の再配置や民間による市街地再開発\*<sup>103</sup>などを進めることによりコンパクトシティ\*<sup>91</sup>の核となる中心市街地の活性化を図るとともに、引き続き都市基盤の整備の実施などを通じ良好な市街地の形成を図ります。

取組方針3 地籍調査\*<sup>192</sup>の推進

土地に関するあらゆる施策の基礎資料として、広範囲にわたって活用できるように計画的に土地地籍の調査を進めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
通勤・通学・買い物などの日常生活の便利さの市民満足度 (市政世論調査)	32.5%	35.5%
地籍調査進捗率	11.3%	30.0%

中心拠点及び主要な鉄道駅やバス周辺のエリア



の各 役主 割体	市民・地域	集約型まちづくりへの理解・協力を努める。
	事業者	集約型まちづくりへの理解・協力を努める。
関係部	都市計画部	
関連する個別計画	和歌山市都市計画マスタープラン 和歌山市立地適正化計画 都市再生整備計画	

- 分野別目標4** 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-1** コンパクトシティの実現
- 施策 4-1-2** **公共交通体系の充実**

**〈めざす10年後の姿〉**

拠点間等を結ぶ公共交通ネットワーク\*73の更なる充実が図られ、すべての人にとって安全で利用しやすい公共交通機関の整備が進んでいる。



地域バス（紀三井寺団地線）

**取組方針1 公共交通機関の利用促進**

公共交通の重要性や必要性を広報するなど、自家用車からの転換を促す取組を行い、公共交通機関の利用促進に努めます。

**取組方針2 利便性の向上**

地域の拠点となる駅やバス停へのアクセス向上を図るため、周辺環境整備を進めます。また、事業者が行うバリアフリー化\*234を促進するなど、関係機関と連携して利便性向上に努めます。

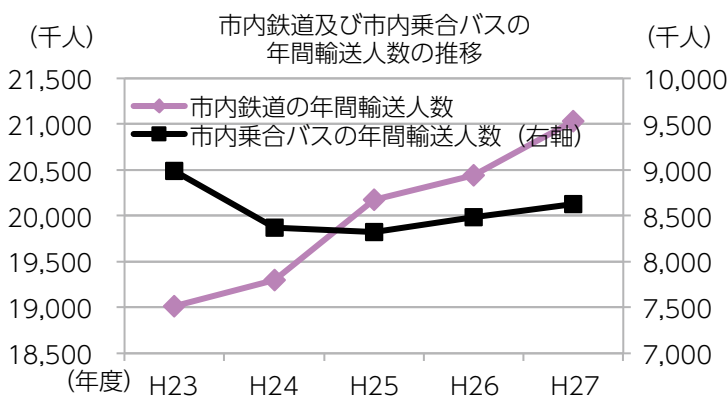
**取組方針3 公共交通機関の維持・充実**

和歌山電鐵貴志川線の存続や運営状況が低迷する公共交通機関及び地域が主体となって運行する地域バス\*190等への支援を行い、移動手段の確保に努めるとともに、地域公共交通網形成計画\*187を策定するなど、公共交通ネットワークの充実を図ります。また、新交通システム\*156を含めた集約型のまちづくりにふさわしい公共交通体系について、長期的観点から研究を行います。

**取組方針4 広域的交通機能の充実**

関西国際空港から最も近い県庁所在地であるメリットを生かせるよう、関西国際空港へのアクセス向上に向け、関係機関へ働きかけます。また、和歌山下津港の整備・充実を促進するため、関係機関へ働きかけます。

まちづくり指標	基準値（H27年度）	目標値（H38年度）
市内公共交通機関の年間輸送人数	30,099千人	30,761千人



うめ星電車（和歌山電鐵貴志川線）

役割の各主体	市民	身近な公共交通機関の果たす役割やその重要性についての意識を高め、自家用車依存から公共交通利用への転換に努める。
	地域・NPO等	地域の公共交通を確保・維持するために、利用啓発を行うなど自主的な取組を行う。
	事業者	利用者ニーズを把握し、更なる利便性、安全性の向上に努めるとともに、経営の効率化を図り、公共交通を維持・発展させる。
関係部	企画部 都市計画部 建設総務部 道路部	



- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-2 都市機能や市民生活を支える道路網の整備
- 施策 4-2-1 基幹道路網<sup>\*36</sup>の整備

〈めざす10年後の姿〉

基幹道路網が整備され、地域間の道路ネットワークが構築されることで、円滑な移動が確保されている。

取組方針1 重点整備区間道路<sup>\*124</sup>の整備

関係機関と協力し、8路線（松島本渡線・南港山東線・西脇山口線・今福神前線・市駅和佐線・嘉家作府中線・有本中島線・北島湊線）の重点整備区間の早期完成をめざします。

取組方針2 広域幹線道路<sup>\*66</sup>の整備促進

交流人口の拡大や物流の活性化を図るため、（仮称）京奈和・第二阪和連絡道路<sup>\*28</sup>の整備や紀淡連絡道路<sup>\*40</sup>構想の実現を関係機関に働きかけるなど、広域幹線道路の整備を促進します。

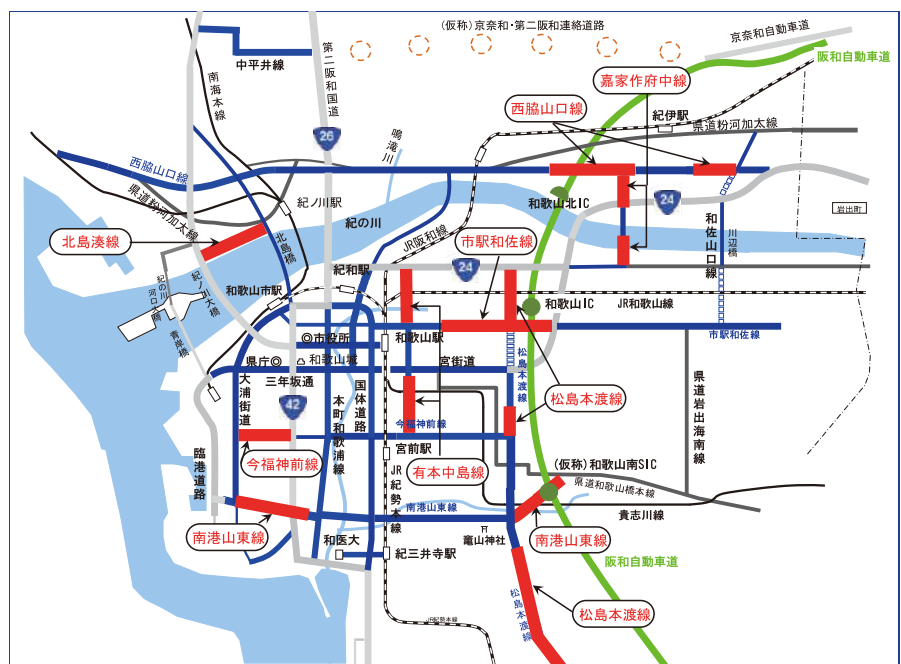
まちづくり指標	基準値（H27年度）	目標値（H38年度）
重点整備区間道路の整備進捗率 <sup>*172</sup>	25.0%	91.0%
（仮称）京奈和・第二阪和連絡道路の供用率 <sup>*51</sup>	0%	100%



市駅和佐線



南港山東線



重点整備区間道路

役割の各主体	市民	基幹道路網の早期完成に向けて理解・協力を努める。
	地域・NPO等	基幹道路網の早期完成に向け、事業促進に協力する。
	国・県等	国：広域幹線道路を整備する。 県：都市計画道路 <sup>*215</sup> を整備する。
関係部	道路部 企画部 危機管理部 産業部 観光国際部	

分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-2	都市機能や市民生活を支える道路網の整備
施策 4-2-2	生活道路 <sup>*166</sup> の整備



海草橋

〈めざす10年後の姿〉  
安全で快適な道路環境が整備されている。

**取組方針 1 道路の新設・改良の促進**

生活道路の安全性の確保及び交通の円滑化を図るため、道路の新設・改良や狭あい道路<sup>\*46</sup>の対策を進めます。

**取組方針 2 橋梁、トンネル等の適正管理**

橋梁、トンネル等の点検を行い、適時適切な維持補修に努めるとともに、橋梁の長寿命化を進めます。

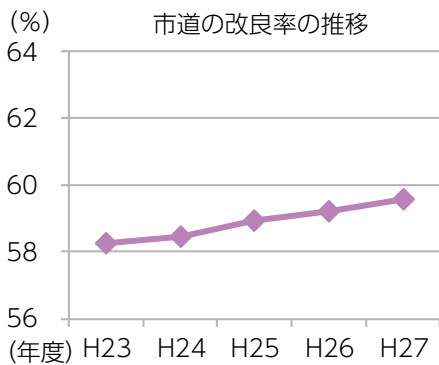
**取組方針 3 安全で快適な道路環境の整備及び通学路の安全確保**

歩道や自転車通行空間の整備により誰もが安全に利用できる道路環境づくりを進めるとともに、緑化等により快適な空間となるよう努めます。また、通学路の安全確保のため、関係機関と協力しながら交通安全施設や歩道の整備を進めます。

**取組方針 4 道路の防災・減災機能の向上**

緊急輸送道路<sup>\*53</sup>や集落が孤立するおそれのある道路に架かる橋梁の耐震化を進めます。また、緊急輸送道路等の無電柱化を進めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
市道の改良率 <sup>*27</sup>	59.6%	64.0%



砂山47号線

役各主体の割	市民・地域	道路整備・道路環境美化への理解・協力を努める。
	事業者	道路環境美化への協力及び道路の適正な利用に努める。
	国・県等	道路空間の再編成を行い、歩道や自転車通行空間のネットワーク化を進める。
関係部	道路部 都市計画部 学校教育部	
関連する個別計画	通学路交通安全プログラム 橋梁長寿命化計画 無電柱化計画 道路施設の点検計画	

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-3 豊かな暮らしを支える住環境の整備
- 施策 4-3-1 居住環境の整備

〈めざす10年後の姿〉

良質な住宅や良好な宅地が確保できている。



分譲中のスカイタウンつつが丘

取組方針1 良好な居住環境の確保

市街地再開発<sup>\*103</sup>への支援等を通じ、民間による良質な住宅の供給を促進します。また、市営住宅については、長寿命化計画<sup>\*199</sup>に基づき、適切な住戸規模や設備の確保を図るとともに、引き続き老朽市営住宅の建替え、景観改善、住環境改善を計画的に進めます。さらに、スカイタウンつつが丘分譲地の販売促進を図ります。

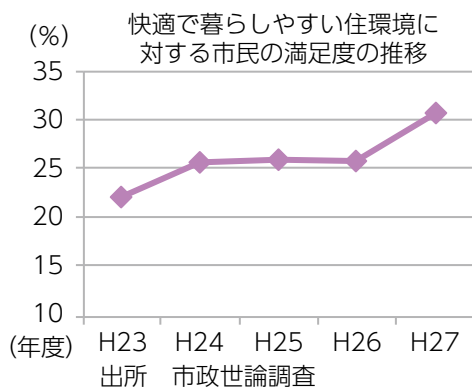
取組方針2 高齢者・障害者に配慮した住宅の改善と供給

市営住宅のバリアフリー化<sup>\*234</sup>やエレベータの設置など高齢者等に配慮した整備を進めるとともに、民間活力を活用した高齢者向け賃貸住宅の供給を促進します。

取組方針3 総合的・計画的な空家等<sup>\*4</sup>対策の推進

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画<sup>\*5</sup>を策定し、実態調査に基づく空き家の適正管理、除却や利活用を促進するとともに、特定空家等<sup>\*211</sup>に対する措置を進めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
快適で暮らしやすい住宅環境に対する市民の満足度 (市政世論調査)	30.7%	50.0%



岡崎団地建替計画完成予想

各主体の役割	市民	住宅の適切な管理を行う。
	地域・NPO等	地域ぐるみで住みよい環境づくりに努める。
	事業者	良好な住宅・宅地の供給に努める。

関係部	住宅部 社会福祉部 都市計画部
-----	-----------------

関連する個別計画	和歌山市営住宅長寿命化計画 和歌山市空家等対策計画
----------	------------------------------

**分野別目標4** 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち

**政策 4-3** 豊かな暮らしを支える住環境の整備

**施策 4-3-2** **河川・水路の整備**

**〈めざす10年後の姿〉**

災害に強い河川・水路が整備され、浸水被害が軽減されている。

**取組方針1 準用河川\*<sup>129</sup>及び普通河川\*<sup>241</sup>の改修**

準用3河川（永山川、平尾川、前代川）の浸水被害を解消するため、早期改修に取り組みます。普通河川については、護岸崩壊等で河川の機能を失うおそれのある箇所について、緊急性の高い箇所から改修を行います。

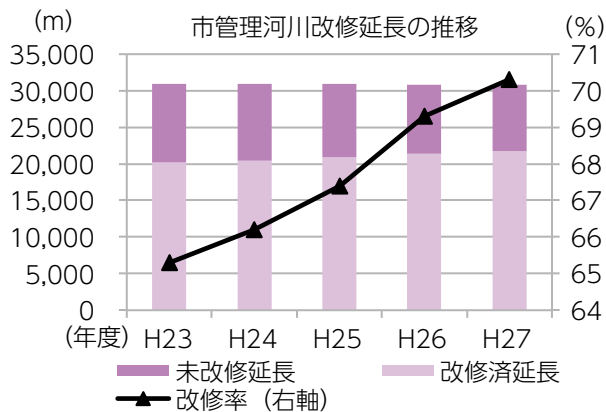
**取組方針2 水路の改修**

既設水路の適切な維持管理を行うとともに、通水機能が損なわれている箇所の早期改修を行います。

**取組方針3 水辺空間を生かしたまちづくり**

河川等の水辺空間を活用し、憩いの場やレクリエーションの場を提供するとともに、地域の賑わいの向上につなげます。

まちづくり指標	基準値（H27年度）	目標値（H38年度）
市が管理する31河川（準用河川3河川、普通河川28河川）の改修率	70.3%	79.4%



前代川

役各主体の割	市民	良好な河川・水路の環境づくりに協力する。
	地域・NPO等	地域における良好な河川・水路の環境づくりに協力する。
	国・県等	国、県が管理する河川の維持・改修を行う。

関係部	建設総務部 政策調整部 下水道部
-----	------------------

関連する個別計画	和歌山市地域防災計画 和歌山市水防計画
----------	------------------------

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-3 豊かな暮らしを支える住環境の整備
- 施策 4-3-3 上水道施設の整備



管の布設替工事

〈めざす10年後の姿〉

安全でおいしい水が安定的に供給されるとともに、災害時に備えた水道施設の強靱化が図られている。

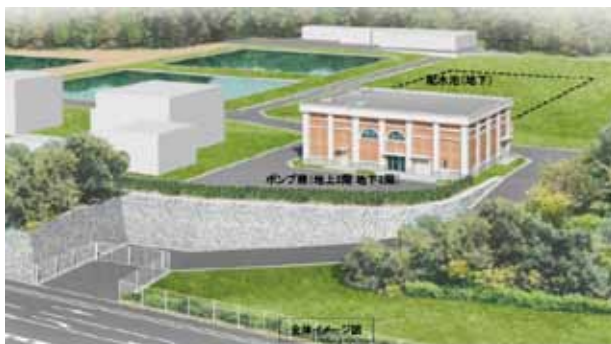
取組方針1 安全でおいしい水の安定供給

老朽化している浄水施設を更新し、機能強化することで、原水の水質悪化に対応し、安全でおいしい水を供給します。また、給水圧の均一化を図るため、配水池<sup>\*231</sup>整備及び管網整備に併せて配水区域を見直すとともに、経年劣化による漏水や水質事故を防ぐため、老朽管の更新を計画的に行い、安定給水を確保します。

取組方針2 災害対策の強化

基幹的な上水道施設の耐震化等のため、加納浄水場の更新や真砂配水池の整備を行うとともに、水道管路のループ化<sup>\*159</sup>等による断水対策を図ることで、地震等の災害時においても給水を確保します。また、水道管路の耐震化<sup>\*158</sup>を図り、地震等の災害時に医療機関と学校などの避難所への給水を継続して行えるようにします。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
浄水場の耐震化率	0.02%	71.8%



真砂配水池 (完成パース)



更新中の加納浄水場

役割の各主体	市民	紀の川等水源の環境保全に努めるとともに、災害時に備えて、当面の飲料水の備蓄に努める。
	地域・NPO等	地域ぐるみで水源の環境保全に努めるとともに、災害時等における応急給水に協力する。

関係部	経営管理部 工務部
-----	-----------

関連する個別計画	和歌山市水道ビジョン 和歌山市水道局業務継続計画 (BCP) <sup>*50</sup>
----------	--

分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-3	豊かな暮らしを支える住環境の整備
施策 4-3-4	<b>生活排水対策の推進</b>

〈めざす10年後の姿〉

快適で衛生的な生活環境が確保され、公共用水域の水質保全がなされている。

**取組方針1 公共下水道<sup>\*67</sup>（污水）の整備推進**

公共下水道や合併処理浄化槽<sup>\*31</sup>など各種生活排水処理施設の排水浄化コストを勘案した上で、効率的な全体計画区域を定めるとともに、事業計画区域（污水）の効率的な整備を進めます。また、公共下水道事業（污水整備）の処理区域について抜本的な見直しを行います。

**取組方針2 公共下水道（污水）事業計画区域外における生活排水処理施設の整備推進**

合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を引き続き推進します。

**取組方針3 水洗化の促進**

公共下水道等供用開始区域内の未接続家庭に対する啓発活動により早期接続を促します。

**取組方針4 公共下水道事業・集落排水事業<sup>\*125</sup>の適正管理**

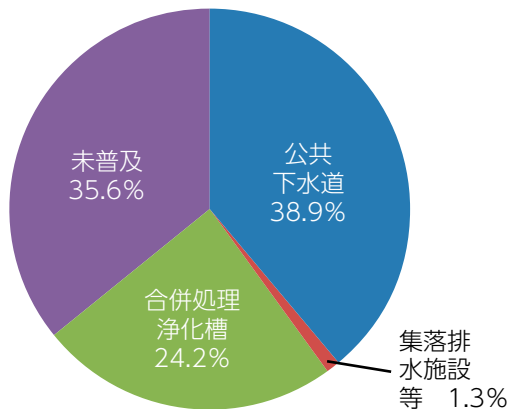
公共下水道及び集落排水処理施設について、必要な老朽化対策や効率的な管理手法の検討を行い、適正な管理を進めます。また、公共下水道事業については、地方公営企業法<sup>\*193</sup>を適用し経営状況と資産内容を明らかにします。

**取組方針5 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理**

し尿及び浄化槽汚泥については、一般廃棄物<sup>\*12</sup>（し尿）収集運搬業許可業者、浄化槽清掃業許可業者に対し円滑に業務を行うよう指導するとともに、収集されたし尿及び浄化槽汚泥を青岸汚泥再生処理センターにおいて適正処理し、環境負荷の低減に努めます。

まちづくり指標	基準値（H27年度）	目標値（H38年度）
污水処理人口普及率 <sup>*24</sup>	64.4%	75.0%

平成27年度 污水処理人口普及率



役割の各主体	市民	公共下水道等の事業計画区域内のうち整備済み地域において、早期接続に努める。その他の区域では、合併処理浄化槽への転換など、適正な処理に努める。
	地域・NPO等	地域ぐるみで生活排水対策への理解・協力に努める。
	事業者	各種法令等を遵守する。
関係部	下水道部 環境部	
関連する個別計画	和歌山市生活排水対策推進計画	

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-4 防災体制の充実
- 施策 4-4-1 災害に強いまちづくりの推進

〈めざす10年後の姿〉

地震や豪雨等に備えた都市基盤の整備が進み、災害に強いまちが形成されている。

取組方針1 防災空間<sup>\*252</sup>、道路及び河川の整備

火災の延焼防止や避難者の安全確保のための公園等オープンスペースの確保を図るとともに、円滑な避難・救助活動や緊急物資輸送等の役割を担う道路整備を推進します。また、河川改修等の治水事業を計画的に推進します。

取組方針2 建築物等の災害予防

災害時においても機能が発揮できるよう重要橋梁の耐震化及び市有施設の防災対策を計画的に推進します。また、民間建築物及び宅地の耐震化を促進します。

取組方針3 土砂災害・水害の予防対策の推進

土砂災害が発生するおそれがある区域を周知するとともに、排水路やため池等農業用施設の整備を推進し、災害の予防と被害の軽減を図ります。

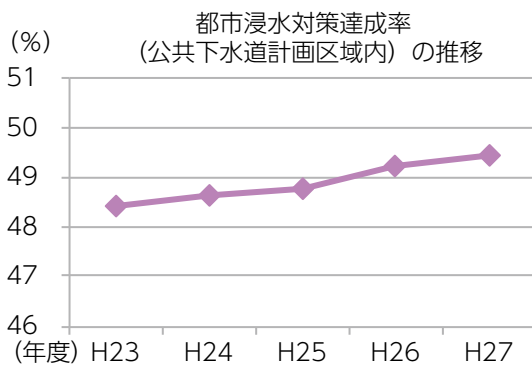
取組方針4 ライフラインの確保

関係機関と連携し、上・下水道、電気、通信、ガス、鉄道等の施設の耐震性と代替性を確保し、迅速に応急復旧ができる災害に強いライフラインづくりを進めます。

取組方針5 復旧・復興計画の事前策定

大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、復旧・復興計画を事前に策定する取組を進めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
都市浸水対策達成率 <sup>*217</sup> (公共下水道 <sup>*67</sup> 計画区域内)	49.4%	52.3%



紀和駅前公園

役各主体の割	市民	住宅の耐震化や家具の固定等、自らの命を守る対策を講じるとともに、ブロック塀の倒壊防止等避難路の安全確保を図る。
	地域・NPO等	地域の危険箇所や側溝等の点検や改善に取り組む。
	事業者	事業所の耐震化等に取り組む。
関係部	危機管理部 農林水産部 都市計画部 建設総務部 道路部 下水道部 経営管理部 工務部	
関連する個別計画	和歌山市国土強靱化地域計画 和歌山市地域防災計画 和歌山市住宅・建築物耐震改修促進計画	

分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち

政策 4-4 防災体制の充実

施策 4-4-2 災害に強い人づくりの推進

〈めざす10年後の姿〉

自助、共助<sup>\*105</sup>の精神が浸透し、各家庭や地域において、災害に対する備えが行われている。



避難計画作成ワークショップ

取組方針1 自助の強化

防災講座や市民防災大学の開催等を通じ、防災・減災への関心や意識を高めるとともに、家庭内備蓄や耐震対策など、市民一人ひとりの災害に対する備えを強化する取組を支援します。

取組方針2 地域防災力の強化

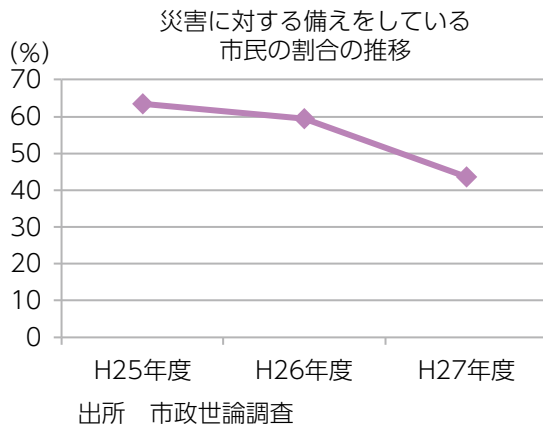
地域の防災活動の中心である自主防災組織<sup>\*104</sup>の活性化を図るため、研修会などを開催するとともに、地域が主体となった防災訓練等への支援を行います。また、男女共生の観点や避難行動要支援者<sup>\*238</sup>へのきめ細かな配慮を含めた専門的な防災知識を持ち、地域の防災活動の中心となる防災リーダー<sup>\*249</sup>を育成するとともに、未来の地域の防災力を担う子供たちへの防災教育を進めます。

取組方針3 事業者の防災力の強化

避難場所や避難経路の従業員等への周知、地域の防災訓練への参加及び事業所内の備蓄を促進するとともに、大災害発生時においても、事業の継続や速やかな復旧を図ることができるよう、業務継続計画（BCP）<sup>\*50</sup>の作成を促進します。

分野別目標4

まちづくり指標	基準値（H27年度）	目標値（H38年度）
災害に対する備えをしている市民の割合（市政世論調査）	43.6%	90.0%



防災研修会

各主体の役割	市民	防災訓練への参加や防災情報の収集を積極的に行い、防災意識の向上に努めるとともに、家具の固定や家庭内備蓄、非常持出品の準備等を行う。
	地域・NPO等	災害時に迅速かつ適切に避難等が行えるよう地域で互いに助け合える関係づくりに努める。
	事業者	事業所内での防災対策を強化するとともに、災害発生時に地域と連携できる関係づくりに努める。
関係部	危機管理部 社会福祉部 産業部 都市計画部 学校教育部	



- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-4 防災体制の充実
- 施策 4-4-3 災害等に強い体制づくりの推進



和歌山市第4 備蓄倉庫

〈めざす10年後の姿〉

災害時に迅速かつ的確に対応できる情報伝達手段や避難体制が確立されている。

取組方針1 情報伝達体制の強化

迅速な情報の収集・伝達を行うために必要な庁内体制や関係機関との連携体制を構築します。また、防災行政無線<sup>\*251</sup>の可聴範囲を拡大するとともに、多様な情報システムを活用した効果的な情報伝達手段の構築を図ります。

取組方針2 避難体制及び避難所運営体制の構築

災害時の安全な避難体制を確保するため、津波避難ビル<sup>\*200</sup>等緊急避難先の整備・拡充を図るとともに、地区住民による避難経路や避難先の確認・検証及び要配慮者に係る支援体制の整備推進を図ります。また、避難行動要支援者<sup>\*238</sup>や男女の違いに配慮した避難所運営体制の構築に努めるとともに、避難所外避難者への適切な支援体制づくりを進めます。

取組方針3 被災者生活支援体制の整備

大規模災害発生時の物資確保の困難性を勘案し、食料、飲料水及び女性や高齢者に配慮した生活必需品の備蓄を推進するとともに、民間事業者との連携による流通物資調達体制の構築を図ります。また、迅速に罹災証明書<sup>\*270</sup>を交付するため、被害状況調査員及び建築士会等による住家被害認定調査<sup>\*120</sup>体制を構築するとともに、被災者台帳の作成並びに罹災証明書を交付するためのシステム環境の整備を進めます。

取組方針4 応援体制の推進

大規模広域災害が発生した場合に備え、広域的な相互応援体制の確立を推進するとともに、災害の拡大防止を図るため、民間事業者との協力体制の構築に努めます。

取組方針5 緊急事態に対する体制整備

テロや感染症の発生などの特定危機事象<sup>\*212</sup>や武力攻撃などの緊急事態に対し、関係機関と連携した迅速な情報伝達や応急対応ができる体制の強化を図ります。

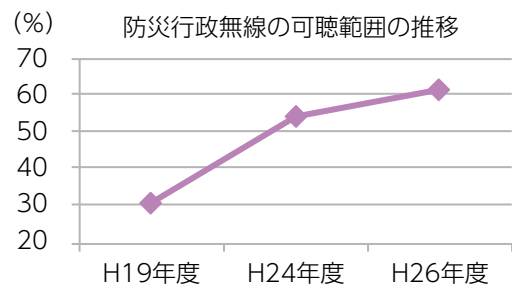
まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
食糧備蓄達成率 (避難想定に対応した市の備蓄目標に対する達成割合)	69.7%	100%
防災行政無線の可聴範囲	61.0%	100%



防災行政無線親局



防災行政無線拡声子局



役各主体の役割	市民	積極的な情報入手に努めるとともに、被害情報の提供や避難所運営に協力する。
	地域・NPO等	積極的な情報入手、自主防災活動、避難行動要支援者の支援に努めるとともに、災害時には避難所運営に携わる。
	事業者	積極的な情報入手に努めるとともに、事業所内の防災体制の整備に努める。

関係部	危機管理部
-----	-------

関連する個別計画	和歌山市国土強靱化地域計画 和歌山市地域防災計画
----------	-----------------------------

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-5 消防力の充実
- 施策 4-5-1 予防体制の充実



立入検査風景

〈めざす10年後の姿〉

市民や事業所が防火等に対する高い意識を持ち、火災等の発生が抑えられている。

取組方針1 住宅の防火安全対策の推進

住宅用火災警報器の設置及び維持管理を啓発するなど、火災をなくす市民運動を実施します。また、各家庭への消火器の設置を促進し、住宅火災による死者の軽減をめざします。

取組方針2 防火防災意識の高揚と自主防火活動の推進

防火協力団体<sup>\*247</sup>と連携し、防火・防災のつどい、防災訓練、防火研修会等自主防火活動を実施するとともに、防災学習センター<sup>\*250</sup>に来館する市民に対する体験学習等を通じて防火・防災啓発を進めます。また、街頭広報、広報紙、マスメディア等を活用し、市民の防火意識高揚を図るために広報を進めます。

取組方針3 火災調査体制の充実

火災調査を実施し、得られた資料・火災調査書類を検討し、火災予防に生かします。製品火災<sup>\*173</sup>に対する調査技術の向上を図るとともに、製品火災情報を積極的に収集し、市民への周知を進めます。また、火災調査研修会等を通じて、職員に対する火災調査書類の作成指導を行い、火災調査担当者の技術の向上を図ります。

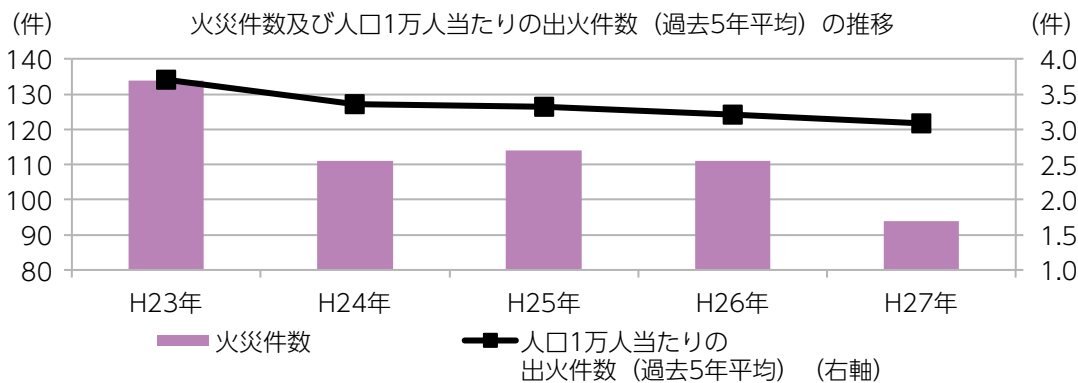
取組方針4 事業所の防火安全対策の推進

立入検査（防火査察）<sup>\*182</sup>や是正指導を実施し、防火対象物（事業所）における火災の発生危険及び人命危険の予防を図ります。また、自主的な防火管理体制を確立するため、防火管理者<sup>\*246</sup>を中心とした、事業所内の防火教育及び消防訓練による安全対策を推進するとともに、防火管理者資格講習会の実施により、事業所防火管理体制を推進します。

取組方針5 危険物災害の防止

危険物施設<sup>\*38</sup>における安全性を確保するため、機器・設備の維持管理について指導を行います。また、危険物施設を保有する事業所の自主防災体制の確立のため、保安監督者<sup>\*245</sup>を中心にした教育及び点検等の安全対策を推進します。

まちづくり指標	基準値 (H27年)	目標値 (H38年)
人口1万人当たりの出火件数 (過去5年平均)	3.08件	2.97件



各主体の役割	市民	防火防災のつどい、防火研修会等に積極的に参加し、初期消火技術を習得するなど、日頃から火災予防知識の向上に努める。
	地域・NPO等	婦人防火クラブ、防火委員会等の防火協力団体による地域住民への防火活動を推進する。
	事業者	消防法令等を遵守し、事業所における出火防止と防火管理体制の充実強化に努める。
関係部	消防局	

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-5 消防力の充実
- 施策 4-5-2 災害対応力の充実



中消防署南分署新庁舎完成イメージ

〈めざす10年後の姿〉

火災等の災害が発生しても、被害を最小限に抑えられている。

取組方針1 消防活動拠点の整備

災害時の活動拠点となる消防庁舎や緊急消防援助隊<sup>\*52</sup>が活動するための拠点施設の整備を進めます。

取組方針2 常備消防力の強化

各種研修や訓練の実施、消防自動車や機械器具等の整備を進め、多様化する災害への対応力を強化するとともに、通信指令体制の充実を図ります。

取組方針3 地域防災力の充実・強化

広く市民に消防団活動の重要性を訴え、入団を促進するとともに、消防分団施設、消防団活動<sup>\*146</sup>に必要な資機材等の整備を進めます。

取組方針4 消防水利<sup>\*145</sup>の整備

大規模災害時の消防水利確保のため、防火水槽<sup>\*248</sup>の耐震化を推進します。

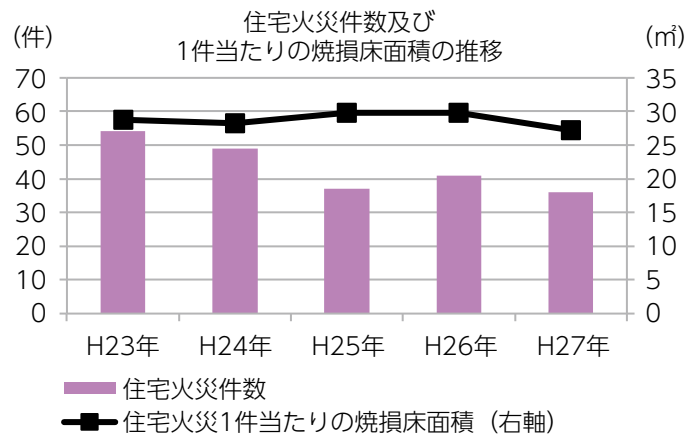
取組方針5 消防広域応援・受援体制<sup>\*144</sup>の充実

緊急消防援助隊及び消防相互応援体制の訓練等を実施し、充実を図ります。また、消防の広域化及び消防機関の連携・協力についての検討を進めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年)	目標値 (H38年)
住宅火災1件当たりの焼損床面積 <sup>*136</sup> (過去5年間の平均)	27.2㎡	24.5㎡



女性消防団員による訓練風景



役割の各主体	市民	消防団活動の重要性を認識し、消防団に加入又は消防団活動に協力する。災害発生時には、迅速な通報、初期消火等を行う。
	地域・NPO等	消防団や自主防災組織 <sup>*104</sup> などによる活動を通じ、地域の消防防災力を強化する。
	事業者	消防団協力事業所の認定を受けるよう努めるとともに、その有無に関わらず地域消防団に対して積極的に協力する。事業所内で災害が発生した際は、迅速な通報、初期消火等を行う。
関係部	消防局	

分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-5	消防力の充実
施策 4-5-3	救急・救助体制の充実



災害対応訓練風景

〈めざす10年後の姿〉

日常的に市民（バイスタンダー\*<sup>232</sup>）と救急隊との「救命のリレー\*<sup>45</sup>」が実践され、多くの命が救われ、社会復帰ができています。

取組方針1 応急手当の普及

市民のニーズに合った講習（場所・時間・内容）を実施し、応急手当（心肺蘇生\*<sup>157</sup>・AED\*<sup>17</sup>の使用等）が実施できる市民の養成を進めます。

取組方針2 口頭指導体制\*<sup>75</sup>の充実

119番通報時の口頭指導に係る訓練、指導体制の構築及び事後検証体制の確立を推進します。

取組方針3 救急隊員の観察・応急処置能力の向上

指導救命士\*<sup>113</sup>を中心とした救急隊員教育の充実を図ります。また、救急ワークステーション\*<sup>44</sup>・ドクターカー\*<sup>210</sup>の充実を図ります。

取組方針4 救急・救助活動能力の充実

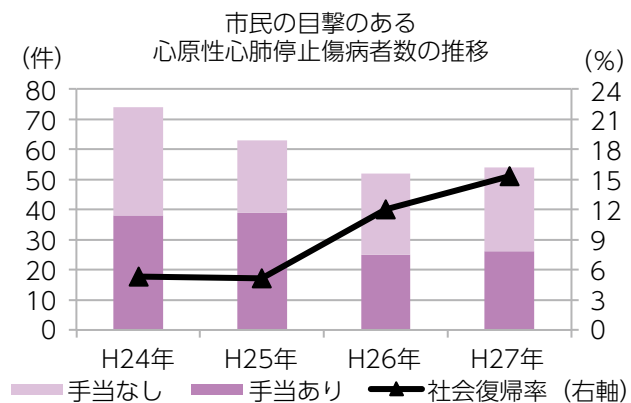
多数傷病者発生事故、生物・化学災害\*<sup>174</sup>、自然災害を想定した訓練、研修を実施するとともに、特殊災害\*<sup>209</sup>対応訓練やセミナー等に派遣し、実務教養及び技術の習得と救助隊員の活動能力の向上を図ります。

分野別目標4

まちづくり指標	基準値 (H27年)	目標値 (H38年)
市民が応急手当を実施した心原性心肺停止傷病者* <sup>152</sup> の社会復帰率* <sup>119</sup>	15.3%	17.9%



応急手当講習会風景



役各主体の割	市民	救急車の適正利用に努めるとともに、応急手当講習会を積極的に受講し、適切な応急手当の手法を身に付ける。
	地域・NPO等	消防団及び婦人防火クラブ、防火委員会等の防火協力団体* <sup>247</sup> が地域住民への応急手当普及講習等を実施する。
	事業者	可能な限りAEDを設置し、社員教育で応急手当講習をより多く開催するなど、応急手当が実施できるバイスタンダーを養成する。
関係部	消防局	

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-6 安全で安心な市民生活の確保
- 施策 4-6-1 交通安全対策の推進

〈めざす10年後の姿〉

交通弱者\*<sup>72</sup>である子供や高齢者をはじめとした交通事故が最小限に抑えられている。



子ども交通安全教室の開催風景

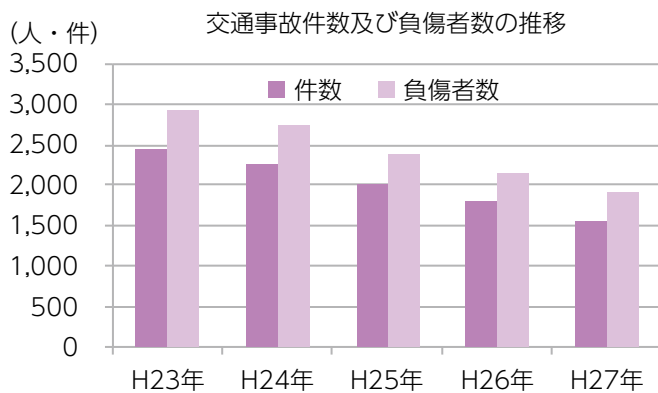
取組方針1 市民の交通安全意識の普及啓発

交通安全グッズや啓発チラシによる街頭啓発、子ども交通安全教室の充実、身体機能の変化を認識してもらうための高齢者を対象とした啓発等、市民の交通安全意識の向上に取り組みます。

取組方針2 放置自転車等の対策の推進

駅前等の放置自転車等は、歩行者、特に障害のある人の通行の妨げになるばかりではなく、まちの美観を損なうことになるため、駐輪場の確保に取り組むとともに、利用者への指導・啓発や放置自転車等の撤去に努めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年)	目標値 (H38年)
交通事故発生件数	1,549件	500件



イベントにおける交通指導風景

役各主体の割	市民	交通ルールやマナー等を遵守するとともに、自転車等を道路上に放置しないように努める。
	地域・NPO等	交通安全及び放置自転車防止等の啓発を行う。
	事業者	職場での交通安全意識を高める。

関係部	危機管理部 都市計画部 道路部
-----	-----------------

関連する個別計画	和歌山市交通安全計画
----------	------------

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-6 安全で安心な市民生活の確保
- 施策 4-6-2 防犯対策の推進



青色回転灯付防犯パトロール車

〈めざす10年後の姿〉

市民、行政、地域等が連携して、防犯対策に取り組むことで、犯罪が発生しにくい、誰もが安全・安心に暮らせる環境が整っている。

取組方針1 啓発活動の推進

警察等の関係機関と連携し、女性や子供をはじめとした市民等への防犯意識の啓発活動を推進します。また、暴力追放県民センターや関係機関と連携し、暴力団排除についての啓発を進めます。

取組方針2 防犯活動の推進

地域安全推進員<sup>\*183</sup>会などの地域での様々な防犯活動を支援するとともに、啓発活動などを通して自主防犯活動を促進します。また、青色回転灯付防犯パトロール車<sup>\*2</sup>による巡回などの安心安全活動を推進します。

取組方針3 防犯環境の整備

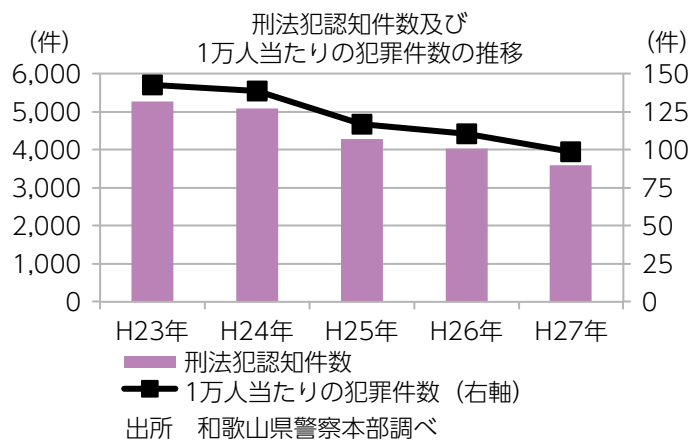
犯罪機会そのものを減少させるため、自治会による防犯灯設置を支援します。また、犯罪抑止に効果のある場所への防犯カメラ設置を進めるとともに、自治会が設置する防犯カメラへの補助を行います。

分野別目標4

まちづくり指標	基準値 (H27年)	目標値 (H38年)
刑法犯認知件数 <sup>*59</sup> (1万人当たりの発生件数)	98.61件	39.52件



防犯カメラの設置



の各 役主 割体	市民	家庭での防犯意識を高め、防犯措置に努める。
	地域・NPO等	地域における防犯意識を高めるとともに、自主的な防犯活動に努める。

関係部	危機管理部 市民部 学校教育部
-----	-----------------

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-6 安全で安心な市民生活の確保
- 施策 4-6-3 消費生活の向上



消費生活相談

〈めざす10年後の姿〉

消費者被害<sup>\*141</sup>が防止されるとともに、市民が変化する社会情勢に合わせた消費生活に関する適切な知識を持ち、消費者市民社会<sup>\*140</sup>が構築されている。

取組方針1 消費者被害防止のためのネットワークの構築

消費者安全確保地域協議会<sup>\*139</sup>の設置を進めるとともに、関係機関等との連携を強化することで、消費者被害防止のための取組や消費者教育の推進などを幅広く実施できる体制づくりを進めます。

取組方針2 ライフステージに合わせた消費者教育の実施

学校現場等への働きかけを行い、小・中学生への基礎的な消費生活知識の普及を図ります。あわせて、実践的な消費生活知識向上のための講演会や高齢者への悪質商法や振り込め詐欺等の被害防止のための啓発活動を進め、幅広い世代への消費者教育を推進します。

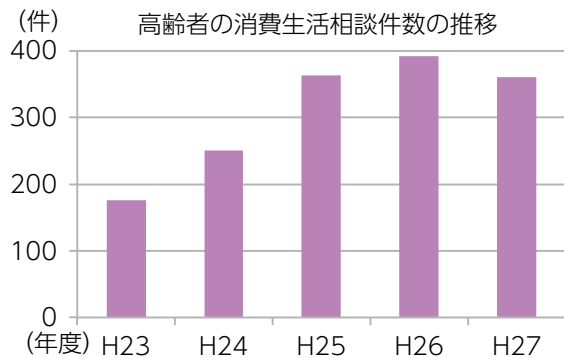
取組方針3 消費生活相談体制の充実と強化

コミュニティセンター<sup>\*90</sup>での出張相談窓口の開設などにより、消費生活センター<sup>\*142</sup>を周知するとともに、消費生活相談員<sup>\*143</sup>の資質の向上や人材の確保に努め、相談窓口体制の充実と強化を図ります。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
消費生活啓発事業への参加者数	456人	1,500人
高齢者の消費生活相談件数	361件	600件



職員出前講座の実施風景



役各主体の割	市民	消費生活に関する正しい意識を持つよう努める。
	地域・NPO等	地域での見守り活動などを展開し、消費者被害の防止に努める。
	事業者	安全・安心な商品・サービスの提供及び消費者からの相談窓口の充実に努める。
関係部	市民部	
関連する個別計画	和歌山市人権施策推進行動計画 和歌山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	

分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-7	健康で元気に暮らせる環境づくり
施策 4-7-1	<b>健康づくりの推進</b>



健康づくり推進事業

〈めざす10年後の姿〉

市民が主体的に健康づくりに取り組み、生涯にわたり健やかで心豊かに生活している。

**取組方針1 生涯を通じた健康づくりの推進**

幼年期から規則正しい生活習慣や楽しく体を動かすことなどの健康づくりの基礎を身に付けさせるとともに、成人期から高齢期においては、規則正しい食習慣と健康体操・健康ウォーキング\*<sup>64</sup>などを通じた運動習慣の定着、たばこの害に関する正しい知識の普及啓発等により市民の主体的な健康づくりを促進します。また、地域や職場における健康づくりを推進するため、ボランティアや各種団体、企業等と連携し、活動の支援を進めます。

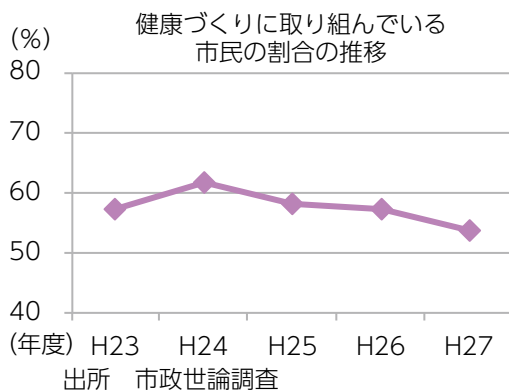
**取組方針2 成人保健対策の推進**

がんの死亡率減少のため、各種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診）を実施するとともに、受診率向上のための周知啓発に取り組みます。また、健康手帳\*<sup>65</sup>の交付や健康相談・健康教育などを実施し、生活習慣病\*<sup>165</sup>の予防など、市民の健康保持増進を図ります。

**取組方針3 母子保健事業の充実**

不妊治療費の助成制度や不妊相談の充実に取り組みるとともに、安心して出産・育児ができるよう総合相談窓口として子育て世代包括支援センター\*<sup>84</sup>の充実を図ります。また、産後ケア事業\*<sup>97</sup>により出産後の母親の不安を軽減するとともに、乳幼児健康診査\*<sup>223</sup>事業などにより、乳幼児期の健やかな成長を支援します。

まちづくり指標	基準値（H27年度）	目標値（H38年度）
健康づくりに取り組んでいる市民の割合（市政世論調査）	54.0%	65.0%



健康ウォーキングイベント

各主体の役割	市民	自分の健康は自分で守るという意識を持ち健康づくりに取り組む。
	地域・NPO等	地域ぐるみで健康づくりに取り組む。
	事業者	職場内で生活習慣病等に関する正しい知識を共有し、健康づくりに取り組む。
関係部	健康推進部 保険医療部	
関連する個別計画	健康わかやま21 和歌山市地域保健医療計画	



**分野別目標4** 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち

**政策 4-7** 健康で元気に暮らせる環境づくり

**施策 4-7-2** **地域医療・健康危機管理<sup>\*62</sup>体制の充実**

**〈めざす10年後の姿〉**

市民が、必要な時に適切で良質な医療を利用でき、安心して暮らしている。



災害医療訓練

**取組方針1 周産期医療<sup>\*122</sup>体制の充実**

和歌山・有田保健医療圏<sup>\*279</sup>における周産期医療ネットワーク協議会<sup>\*123</sup>で、安心安全な周産期医療体制を確保する上での課題の共有と対応策の検討を進めます。また、周産期医療機関それぞれの役割が十分果たせるよう「和歌山周産期情報センター<sup>\*283</sup>」を活用し、妊婦健診のできる診療所、分娩のできる総合病院等に関する情報を提供します。さらに、産婦人科医の確保や資質向上のための研修を進めます。

**取組方針2 安心安全な医療体制の構築**

和歌山市医師会や各病院と連携し、服薬・健康管理等を継続的に行うかかりつけ医を持てるよう働きかけるとともに、医療・介護の連携により市民が効果的・効率的な医療を受けるための支援を行う地域医療連携室<sup>\*185</sup>の設置を促します。また、医療面における地域包括ケアシステム<sup>\*191</sup>を推進するため、「わかやま市在宅医療推進安心ネットワーク<sup>\*282</sup>」を構築し、多職種の連携<sup>\*181</sup>強化を図ります。さらに、各法律を遵守させるため、医療機関、薬局、施術所等への立入検査を進めます。

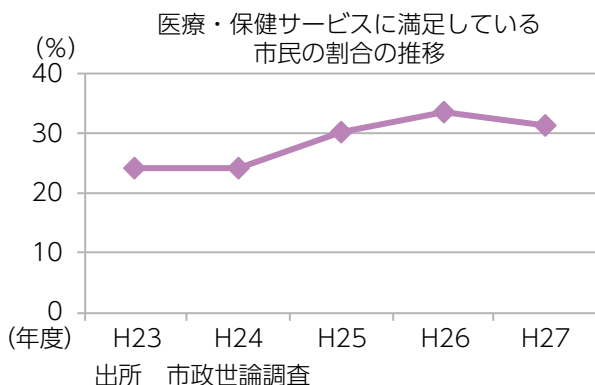
**取組方針3 救急医療体制の充実**

夜間・休日応急診療センター、外科系当番医制度<sup>\*60</sup>等、初期救急医療体制<sup>\*147</sup>を含めた総合的な救急医療体制の充実を図ります。また、救急医療情報システム<sup>\*42</sup>や電話相談を活用し、症状や緊急度に応じた医療機関の案内等を行うことで市民に安心安全な医療を提供するとともに、市民に対し、正しい受療行動の啓発を進めます。

**取組方針4 健康危機管理体制の充実**

感染症や毒物・劇物、食中毒など、市民の生命・健康の安全を脅かす健康危機への迅速かつ適切な体制整備と危機対応能力の維持向上を図ります。また、災害時の医療体制の整備を進めるとともに、災害時健康危機管理支援チーム<sup>\*94</sup>の編成に取り組みます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
医療・保健サービスに満足している市民の割合 (市政世論調査)	31.2%	57.6%



産科医療施設の周知用パンフレット

の各主体	市民	医療機関の機能、役割を正しく認識し、適切な受療行動をとるよう努める。
	事業者	他の医療機関や関係機関と連携して必要な医療を総合的に提供する。
関係部	健康推進部	
関連する個別計画	和歌山市地域保健医療計画	

分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-7	健康で元気に暮らせる環境づくり
施策 4-7-3	<b>生活衛生対策の推進</b>

〈めざす10年後の姿〉

食品をはじめとする様々な生活環境の安全が確保され、市民がそれらに起因する健康被害等から守られている。また、人と動物が共生できる社会が実現している。

**取組方針1 衛生管理等の促進と監視の強化**

食品関係営業施設<sup>\*149</sup>の監視や食品の取去検査<sup>\*121</sup>等の実施、市民への啓発活動及び事業者の自主的な衛生管理等の促進により、食品の安全性確保を進めます。また、生活衛生関係営業施設<sup>\*163</sup>の衛生水準の向上のため、監視指導体制の強化及び衛生指導の充実を図ります。

**取組方針2 検査体制の強化**

新興感染症<sup>\*153</sup>、微生物及び毒物による食中毒、環境汚染による健康危機事象の検査体制を強化するとともに、計画的に検査機器の更新を進めます。また、国、他都市検査機関と連携を密にし、研修に積極的に参加することにより、検査担当職員の技術研鑽及び情報収集の強化を図ります。

**取組方針3 人と動物が共生できる社会の実現**

狂犬病<sup>\*48</sup>の発生予防とまん延防止に取り組むとともに、（仮称）動物愛護センター<sup>\*208</sup>を建設し、動物の愛護と適切な飼育を推進します。あわせて、民間ボランティアとの協働<sup>\*49</sup>による動物愛護教室を開催するとともに、犬、猫の譲渡事業に積極的に取り組みます。

**取組方針4 斎場、今福霊園の適切な改修、整備**

斎場における長寿命化計画<sup>\*199</sup>を作成し、適切な改修、維持管理を行っていくとともに、火葬場・葬祭場の円滑な運営を行います。また、今福霊園の計画的な改修、周辺環境と調和した整備を進めます。

まちづくり指標	基準値（H27年度）	目標値（H38年度）
衛生研究所における検査可能項目数	674項目	704項目
犬及び猫の譲渡数	99頭	140頭



ウイルス検査



犬猫の譲渡会

役各主体の割	市民	正しい衛生の知識向上に努める。また、動物の飼い主として、正しい知識と愛情を持ち、適正に終生飼養する。
	事業者	自主的な衛生管理を行うため、衛生確保に係る知識と技術の習得、自主検査の実施、記録の作成等を行う。
関係部	健康推進部 保険医療部	
関連する個別計画	食品衛生監視指導計画	

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-7 健康で元気に暮らせる環境づくり
- 施策 4-7-4 保健医療対策の推進



予防接種の様子

〈めざす10年後の姿〉

病気がありながらも、必要な支援等を受けることができ、安心して生活できている。

取組方針1 難病<sup>\*219</sup>患者への相談支援体制の充実

難病患者や小児慢性特定疾病<sup>\*138</sup>児童等が安心して在宅療養生活を過ごせるよう、医療費助成制度をはじめとした各種サービスの情報提供、在宅療養生活の相談等に取り組むなど、支援体制の充実を図ります。また、関係機関との連携体制を構築し、医療依存度の高い難病患者への災害時の対応力強化を図ります。

取組方針2 予防接種率の向上と安全な接種体制の構築

定期予防接種について、学校等を通じた案内文の送付や麻しん・風しん予防接種強化週間・子どもの予防接種週間を活用し、医療機関等の協力を得て、接種勧奨を強化します。予防接種事故対策について、医療機関との情報交換など連携を図り、より安全な接種体制の構築をめざします。

取組方針3 結核<sup>\*61</sup>予防とまん延防止対策の充実

市民、医療機関、高齢者施設等に対して、結核についての知識の普及啓発活動を進めます。また、65歳以上の定期健診や接触者健診の実施を徹底するとともに、結核患者の確実な治療のため、医療機関等との連携を強化し、服薬指導を中心とした患者支援に努めます。

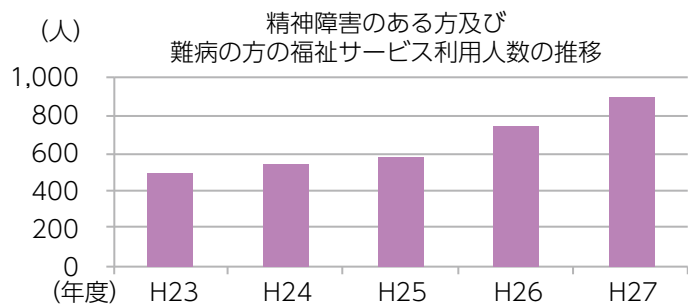
取組方針4 精神保健対策の充実

精神保健福祉相談<sup>\*169</sup>等の充実に努めるとともに、ホームヘルプサービスをはじめとする障害福祉サービス<sup>\*134</sup>の推進を図ります。また、市民のかけがえのない命を救えるよう、自殺防止に関する普及啓発や相談支援、医療連携の推進を図ります。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
精神障害のある方及び難病の方の福祉サービス利用人数	889人	2,219人
結核罹患率 (人口10万人当たり)	18.2	9.8



こころの健康に関する講演会の様子



各主体の役割	市民	難病、感染症、こころの病 <sup>*83</sup> に対する正しい認識を持ち、病気の予防、早期受診を心がける。また、病気の人やその周りの人への良きサポーターになる。
	地域・NPO等	難病、感染症、こころの病に関する普及啓発活動に取り組む。
	事業者	難病、感染症、こころの病に対して正しい認識を持ち、従業員の健康管理やメンタルヘルス対策等福利厚生に充実に取り組む。また、障害がある従業員等が不利益な扱いを受けないように取組を進める。

関係部	健康推進部 社会福祉部
-----	-------------

関連する個別計画	和歌山市地域保健医療計画 和歌山市地域防災計画 和歌山市障害者計画 和歌山市障害福祉計画
----------	---

- 分野別目標4** 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-8** 人権尊重・男女共同参画の推進
- 施策 4-8-1** **人権が尊重される社会づくり**



街頭啓発

**〈めざす10年後の姿〉**

市民一人ひとりに人権意識が根つき、人権が尊重される社会が実現されている。

**取組方針1 人権教育・啓発の充実**

市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自分の問題として取り組めるよう、学校、家庭、地域、職場などでのあらゆる機会を通じて、人権意識を育むための教育・啓発活動の充実を図ります。

**取組方針2 人権相談・支援の充実**

生活、教育、医療、福祉等の様々な側面を持つ人権問題に関わる相談に対して、関係機関との緊密な連携・協力を図り、迅速な対応ができる体制の充実に努めます。

**取組方針3 人権尊重のまちづくり**

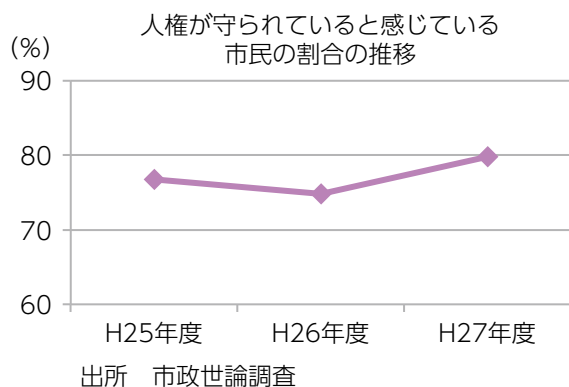
女性、高齢者、障害者、外国人など、様々な人々に対する人権侵害を防止するため、市民・NPO・企業等の自主的な活動との連携を一層強化し、相互理解の促進などに取り組めます。

分野別目標4

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
人権が守られていると感じている市民の割合 (市政世論調査)	79.8%	85.0%



人権パネル展 (人権フェスティバル)



各主体の役割	市民	人権尊重の理念について、一人ひとりが自分自身の問題として理解を深める。
	地域・NPO等	地域における自主的な人権啓発活動に努める。
	事業者	人権に関する研修の充実など、従業員の人権意識の向上に努める。

関係部	市民部 生涯学習部
-----	-----------

関連する個別計画	和歌山市人権施策推進指針 和歌山市人権施策推進行動計画
----------	--------------------------------

**分野別目標4** 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち

**政策 4-8** 人権尊重・男女共同参画の推進

**施策 4-8-2** **男女共生社会の実現**

**〈めざす10年後の姿〉**

男女が互いに人権を尊重し合い、あらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮している。



わかやましエンパワー塾 2 1

**取組方針 1 男女の人権が尊重される意識づくり**

性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発に取り組み、男女が社会の対等な構成員としてともに参画していく意識の醸成に努めます。また、セクシュアル・ハラスメントや性的マイノリティ<sup>\*170</sup>に対する偏見等についての社会的認識を強めるため、学習機会の提供や啓発活動に取り組みます。

**取組方針 2 男女共生によるまちづくり**

地域や職場において、男女が対等なパートナーとして方針の立案・決定に参画し、その意欲と能力を生かせるよう、女性リーダー等の人材育成に努めます。また、防災分野において女性のニーズに対応した災害備蓄及び避難所での配慮の推進など、様々な分野における男女共同参画を進めます。

**取組方針 3 男女共生社会実現のための環境づくり**

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>\*276</sup>）の啓発、男性の家事・育児への参画の促進、女性の再就職や能力開発のチャレンジ支援、起業をめざす女性への支援を行います。また、生涯を通じて健康に過ごせるよう、性に関する正しい情報提供や学習機会の充実を図ります。

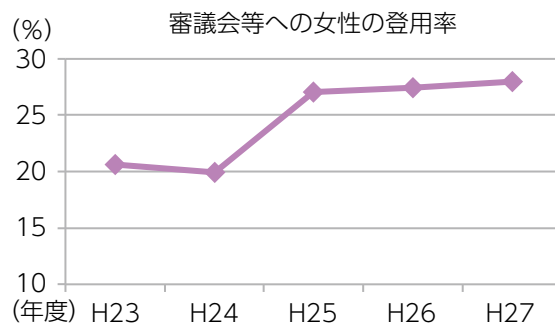
**取組方針 4 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶**

DV<sup>\*201</sup>被害を防止するため、講座開催等により意識啓発を行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。また、DV被害者に対しては、個人情報保護するなど安全確保に努め、住宅、医療、教育面等で必要な関係機関と連携を図るなど生活基盤を整えるための支援に取り組みます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
審議会等への女性の登用率	28.0%	40.0%



男性講座



各主体の役割	市民	男性も女性もお互いを尊重し、責任も分かち合い、その個性や能力を十分に発揮できるよう努める。
	地域・NPO等	地域における男女共生を推進するための自主的な活動に取り組む。
	事業者	男女がともに働きやすい環境づくりに努める。

関係部	市民部 危機管理部 こども未来部 学校教育部
-----	------------------------

関連する個別計画	和歌山市男女共生推進行動計画 和歌山市人権施策推進行動計画 和歌山市子ども・子育て支援事業計画 和歌山市地域福祉計画 健康わかやま 2 1
----------	---

分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策 4-9-1	<b>地域福祉の推進</b>

〈めざす10年後の姿〉

市民が地域とのつながりを持ち、相互に助け合い支え合いながら安心して心豊かに暮らせる地域がつけられている。

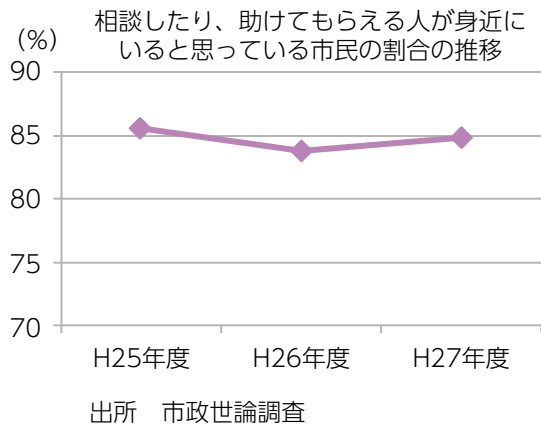
**取組方針1 地域での生活を支えるサービス・活動の充実**

民生委員・児童委員<sup>\*258</sup>等による地域での見守り・声かけ活動への支援を進めるとともに、社会福祉協議会<sup>\*118</sup>をはじめとした関係機関との連携や地域で福祉活動に取り組んでいる団体同士の連携促進を図り、地域課題・住民ニーズの把握から適切な支援につなげます。また、災害時において、地域と連携を密にしながら、避難が困難な人を災害から守り、安全を確保するための取組を推進します。

**取組方針2 地域福祉を推進する体制の充実**

社会福祉協議会等の関係機関と連携し、住民による支え合いなど地域福祉への理解を進めるとともに、講座の開催などを通じて、地域福祉の担い手となる人材の養成を進めます。また、住民や事業所に対する仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>\*276</sup>）推進のための啓発などを通じて、住民の地域福祉活動への積極的な参加を促します。あわせて、世代間交流などを行う地域福祉活動の場として、公共施設や民間の介護・福祉事業所等の効果的な活用を進めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
相談したり、助けてもらえる人が身近にいると思っている市民の割合 (市政世論調査)	84.9%	87.4%



地域福祉の担い手養成講座  
～あなたの街に「居場所」をつくりませんか？～の様子



和歌山市内の「居場所」の見学



講義の様子

各主体の役割	市民	お互いに助け合い、支え合える関係を築く。
	地域・NPO等	お互いに助け合い、支え合える地域社会を構築する。
	事業者	地域での生活や子育てを支える事業を効果的に推進する。

関係部	社会福祉部
-----	-------

関連する個別計画	和歌山市地域福祉計画 健康わかやま 2 1 和歌山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
----------	--

- 分野別目標4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
- 政策 4-9 将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
- 施策 4-9-2 **高齢者の生活の充実**



みやきたシニアエクササイズ

〈めざす10年後の姿〉

高齢者が住み慣れた地域で、心豊かに自立した生活を送っている。

**取組方針1 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすことのできるまちづくり**

民間事業者をはじめとした多様な主体による日常生活上の支援や地域における介護予防活動の促進、多職種連携<sup>\*181</sup>による適切な医療・介護の提供などを通じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して生活を営むことができる、地域包括ケアシステム<sup>\*191</sup>の構築に努めます。また、認知症についての正しい知識の普及啓発や医師等による認知症高齢者への訪問などを通じて、認知症高齢者に対する地域での支援体制を強化します。あわせて、成年後見制度<sup>\*171</sup>の利用促進や高齢者虐待の防止など、高齢者の権利を守る取組を推進します。

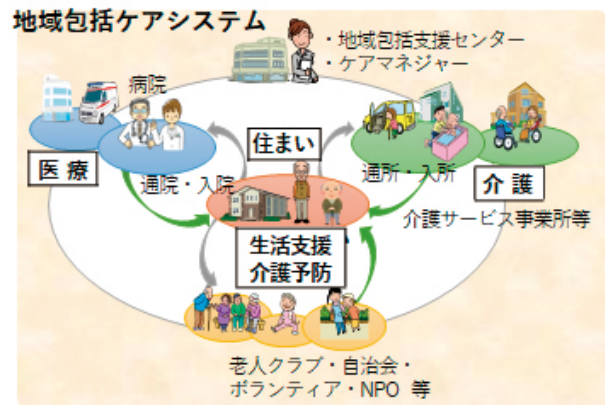
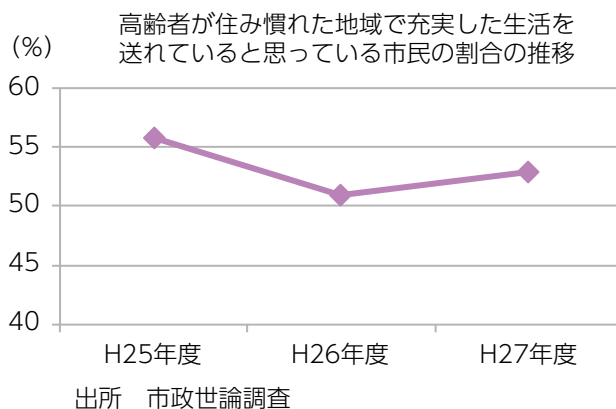
**取組方針2 高齢者が心身ともに健康な生活を送ることができるまちづくり**

高齢者が健康に過ごせるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における介護予防に資する自主活動の育成・支援の充実を図ります。また、豊富な経験と知識を持った高齢者が様々な活動を通して地域社会に貢献し、健康ではつらつとした高齢期を送ることができるよう、高齢者のニーズに応じた社会参加、スポーツ・レクリエーション活動等の機会の充実を図ります。

**取組方針3 高齢者が安心して安全に暮らすことのできるまちづくり**

地域住民誰もが、福祉に対する関心を高め、お互いの人権を尊重し合い、ハード・ソフト両面においてバリアフリー化<sup>\*234</sup>やユニバーサルデザイン<sup>\*267</sup>を踏まえたまちづくりを推進します。また、緊急時に対応できるシステムの整備等、高齢者が安心・安全に暮らすことのできる環境整備に努めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
高齢者が住み慣れた地域で充実した生活を送れていると思っている市民の割合 (市政世論調査)	53.0%	58.5%



役割の各主体	市民	健康意識を高め、生きがいづくりに関心を持ち、地域の活動に積極的に参加する。
	地域・NPO等	地域における敬老の意識を高めるとともに、高齢者も参加しやすいコミュニティを形成し、地域での支え合い活動を行う。
	事業者	質の高い福祉サービスを提供する。
関係部	社会福祉部 保険医療部 住宅部	
関連する個別計画	和歌山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	

分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策 4-9-3	<b>障害のある人の自立と社会参加の推進</b>

〈めざす10年後の姿〉

障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加するとともに、地域社会において安心して生活している。



義肢装着歩行訓練会

取組方針1 ともに理解し合う地域づくり

障害者差別解消を後押しするため、障害及び障害のある人に対する理解を深め、相談や差別事案を解決するための施策を実施します。また、職員対応要領に基づいて庁内における障害のある人に対する合理的配慮の提供を推進します。

取組方針2 地域での生活を送るための支援体制づくり

障害のある人や家族からの様々な相談に応じ、地域生活における支援体制の充実のための人材育成・体制づくりを進めるとともに、安心して生活を続けることができるように障害者グループホーム<sup>\*131</sup>等の住まいの場の確保を進めます。また、子供の発達障害<sup>\*233</sup>等の早期発見、早期支援に努め、療育相談、支援体制の充実を図ります。加えて、難病<sup>\*219</sup>患者やその家族に対する医療相談体制や支援の充実を図ります。

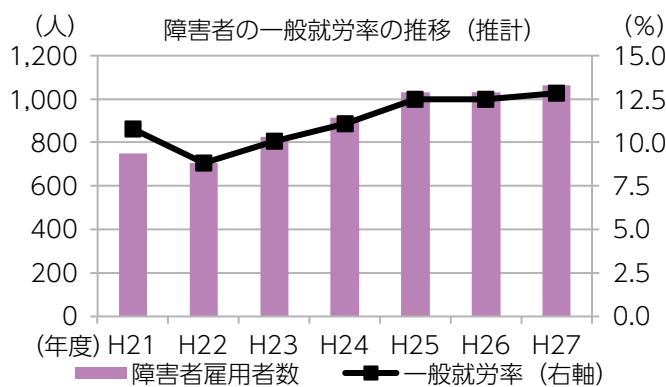
取組方針3 社会参加・自立に向けた支援体制づくり

働く意欲と能力に応じて就労し、また、一般就労<sup>\*11</sup>に挑戦する人を支援する就労支援事業<sup>\*126</sup>を実施し、障害のある人の自立的な社会参加を促します。

取組方針4 障害のある人が安心して安全に暮らすことのできるまちづくり

市の施設をはじめ、多くの人が利用する公共的施設のバリアフリー化<sup>\*234</sup>の推進、ユニバーサルデザイン<sup>\*267</sup>の普及を図ります。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
障害者の一般就労率	12.8%	27.2%



レジの打ち方を指導する様子

役割の各主体	市民	障害及び障害のある人に対する理解を深めて、それぞれの立場から適切な配慮を行う。
	地域・NPO等	身近な地域での自立、社会参加ができる体制をつくる。
	事業者	障害に係るサービスを提供する事業者は、質の高い福祉サービスを提供する。その他の民間事業者は、障害者雇用環境の改善を行い、雇用の促進に努める。
関係部	社会福祉部 保険医療部 健康推進部 こども未来部 学校教育部	
関連する個別計画	和歌山市障害者計画 和歌山市障害福祉計画	



分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策 4-9-4	<b>社会保障制度の充実</b>

〈めざす10年後の姿〉

市民が必要な社会保険・公的扶助のサービスを適正に受けることができる環境が整っている。

**取組方針1 生活困窮者自立支援制度<sup>\*164</sup>及び生活保護制度の適正な実施**

生活保護に至る前の段階で、本市の実情に応じた効果的な任意事業の導入研究を進めるとともに、就労に向けた日常・社会的自立のための訓練やハローワークと一体となった就労支援を実施することなどにより、自立を支援します。また、生活保護の被保護者の就労を支援するとともに、生活保護不正受給者への厳正な対応をさらに進めるなど、適正な制度の運営に努めます。

**取組方針2 介護保険制度の適正な運営**

更新認定等に係る調査内容の点検、居宅介護サービス計画等の内容の点検を行うこと等により、介護給付の適正化を図るなど、介護保険制度の適正な運営に努めます。

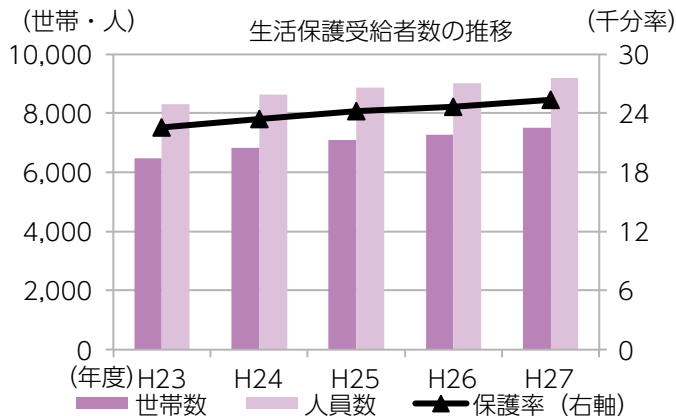
**取組方針3 国民年金制度の啓発**

国民年金制度の理解と認識を深めるため、年金制度の周知や説明を積極的に進めます。

**取組方針4 国民健康保険制度及び後期高齢者医療保険制度の適正な運営**

生活習慣病<sup>\*165</sup>の重症化予防等の保健事業に取り組むとともに、ジェネリック医薬品<sup>\*100</sup>の使用や適正な医療機関の受診啓発など、適正な制度の運営に努めます。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
社会保障サービスの満足度 (市政世論調査)	15.0%	26.0%



要介護認定数の推移 (人)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
要支援1	3,741	4,198	4,451	4,852	5,102
要支援2	3,344	3,416	3,500	3,472	3,532
要介護1	3,669	4,217	4,508	4,521	4,832
要介護2	3,364	3,431	3,600	3,797	3,916
要介護3	2,681	2,759	2,818	2,925	3,002
要介護4	2,523	2,585	2,676	2,755	2,717
要介護5	2,408	2,456	2,488	2,488	2,460

役各主体の割	市民	社会保障制度を正しく理解し、保険料等を負担するとともに必要な社会保障サービスを適正に受給する。
	事業者	行政と連携して社会保障制度の適正な運用を行うとともに、質の高いサービスの提供に努める。
	国・県等	社会保障制度の安定的な財源の確保に努めるとともに、新たな課題やニーズの変化に対応した社会保障の機能強化を図る。
関係部	保険医療部 社会福祉部	
関連する個別計画	和歌山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 和歌山市国民健康保険データヘルス計画 和歌山市国民健康保険特定健康診査等実施計画	

分野別目標4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策 4-10	地域コミュニティの充実
施策 4-10-1	<b>地域コミュニティの充実</b>



わかやま市民協働大賞表彰式風景

〈めざす10年後の姿〉

住民主体による魅力的な地域づくり活動や住民同士の助け合い、支え合い活動が活発に展開されている。

取組方針1 コミュニティ活動<sup>\*87</sup>への支援

自治会をはじめとした地域コミュニティが、地域の課題解決や魅力的なまちづくりに向け、防災、健康づくり、子供や高齢者の見守りなど、様々な分野における自主的な活動を安定的に実施できるよう必要な支援を進めるとともに、性別や年齢などに関わらず広くコミュニティ活動への参加を促進します。また、自治会館など地域のコミュニティ活動の拠点整備への支援を進めます。

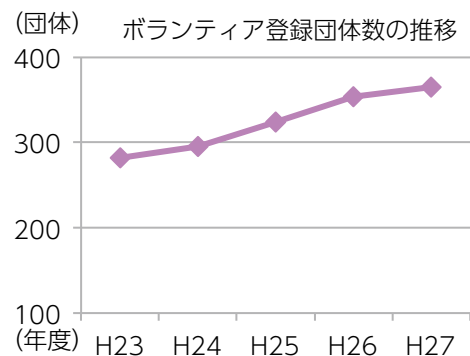
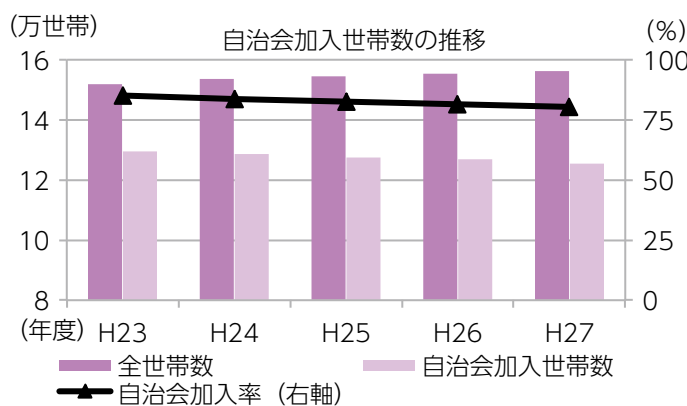
取組方針2 市民公益活動<sup>\*115</sup>への支援

NPO・ボランティアサロンの登録団体や個人ボランティアに対して活動保険料の負担を行うなど市民公益活動への支援を進めます。また、市民公益活動等に関する研修や勉強会、市民公益活動団体へのサポート講座の開催などにより、市民公益活動や協働<sup>\*49</sup>への理解を深めます。

取組方針3 市民協働の推進

協働を行うにあたり適切なアドバイスができるアドバイザーの配置を検討するとともに、市民活動団体と行政の相互理解の促進、中間支援組織との連携強化などにより、協働をサポートする体制の充実を図ります。また、優良協働事業の表彰を行うとともに、リーフレット配布や協働ガイドブックの活用等を通じて協働を推進します。

まちづくり指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H38年度)
自治会加入率	80.3%	85.0%
ボランティア登録団体数	365団体	415団体



役各主体の割	市民	地域のコミュニティ活動等に積極的に参加する。
	地域・NPO等	魅力的なコミュニティ活動等を展開するとともに、誰もが参加しやすい環境を整える。
	事業者	地域のコミュニティ活動等に積極的に協力する。
関係部	市民部 保険医療部 社会福祉部	
関連する個別計画	つながり力つれもていこらわかやまし～市民公益活動団体と行政の協働指針～和歌山市協働推進計画	